

池田町行財政改革推進委員会設置条例

池田町行政改革推進委員会設置条例（昭和60年池田町条例第24号）の全部を改正する。

（設置）

**第1条** 社会経済情勢の変化及び持続可能な地域社会に対応した効率的な町政を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、池田町行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

**第2条** 委員会は、町長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査及び審議し、答申する。また、必要に応じて行財政改革の推進に関する事項について、町長に意見を述べることができる。

- （1） 事務・事業の改善に関すること。
- （2） 組織・機構の改善に関すること。
- （3） 公共施設の管理運営の改善に関すること。
- （4） 財政運営の改善に関すること。
- （5） 行財政改革の計画策定・評価検証・見直しに関すること。
- （6） その他、町長が行財政改革の推進に必要と認めること。

（組織）

**第3条** 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の内から町長が委嘱する。

- （1） 池田町議会議員 1人以内
- （2） 池田町議会が推薦する者 1人以内
- （3） 識見を有する者 2人以内
- （4） 各種団体が推薦をする者 3人以内
- （5） 公募による町民 3人以内
- （6） 前号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

（任期）

**第4条** 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

**第5条** 委員会に、会長及び副会長を各1名置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、委員会を代表するとともに、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

**第6条** 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

（部会）

**第7条** 委員会は必要に応じて、部会を設置することができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 委員会は、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

（庶務）

**第8条** 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

（委任）

**第9条** この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。